

平成27年度 第1回内灘町総合教育会議 議事録

- 1 日時 平成27年6月25日(木)
開会 13時30分 閉会 14時31分
- 2 会場 内灘町役場4階405会議室
- 3 出席者 内灘町長 川口 克則
内灘町教育委員会
委員長 田村 兼人
委員 中村 壽
委員 北川 八千恵
委員 川辺 由美
教育長 久下 恭功
[事務局]
総務部 総務部長 向 貴代治
〃 総務課長 棚田 進
〃 総務課長補佐 宮本 義治
教育部 教育部長 北川 真由美
〃 学校教育課長 田中 義勝
〃 指導管理担当課長 岡田 秀
〃 生涯学習課長 上出 功
〃 学校教育課長補佐 上出 勝浩(欠席)
- 4 協議事項 1. 内灘町総合教育会議の運営について
2. 内灘町教育大綱について
3. 学校施設の整備状況
(仮)白帆台小学校建設について
4. 内灘町の不登校・いじめの現状について
5. その他

5 議事録

【開会】

【町長あいさつ】

【協議事項】

1. 内灘町総合教育会議の運営について（資料P2～P4）

内灘町総合教育会議設置要綱（案）について説明。（北川教育部長説明）

＜中村委員＞議事録において、委員は押印・署名することがありますか。

北川部長：議事録は、あらかじめ内容を委員にお知らせし、町長にも見ていただき、皆様の了解を得た上で公開します。署名は特に求めるものではありません。

川口町長：議事録に記載されている事項に関しては、構成員中に異議があるときは諮るとあります。全会一致ですすめるため、特に押印・署名は不要と考えます。

＜川口町長＞特に諮る議案がなく、年に1回会議をした場合の議題はどうしますか。

北川部長：上位法令に則り、2ページの第一条の四の第一項一号にあるように、来年度の重点事業を提示させていただきたい。また白帆台小学校の建設についても意見を聞いていきたいと思えます。二号については、児童・生徒等の生命または身体に被害が生じる恐れがある場合とあり、そのようなことが起こるおそれがあるならば、そのことについても諮っていききたいと思えます。

＜川口町長＞教育委員会から年に1回、次の年についての施策・予算要求がありますが、それについてはこの会議で諮っていきますか。

北川部長：毎年1月下旬に町長と教育委員会が次年度予算の要望について意見を交わしていますが、それについてもこの総合教育会議という形の中で執り行っていけばいいと考えています。それを踏まえれば、少なくとも年2回の開催になるかと思えます。

川口町長：例年のように1月、2月では遅いと思えます。担当部局は11月頃までには次年度施策をまとめているので、今回からはもう少し早めては

どうでしょうか。

久下教育長：県の教育長会議では、年に2回というところが多かったです。予算のこともあるので、1学期に1回、11～12月頃に1回が妥当ではないでしょうか。必要なときはその限りではないと思います。

向総務部長：その他ご意見がなければ、この要綱で決定させていただきます。

※要綱第4条の規定に基づき、以後の議事進行を川口町長が執り行う。

2. 内灘町教育大綱について（資料P5～P7）

内灘町教育振興基本計画をもって「内灘町教育大綱」とする考え。

（北川教育部長説明）

＜田村委員＞教育振興基本計画が大綱となった場合、教育振興基本計画がなくなるということによいでしょうか。取って代わるのですか。

北川部長：そうではないと思います。教育振興基本計画を大綱として認識することです。教育振興基本計画がすなわち大綱です。大綱という言葉は使いませんが、我々はこれを大綱として扱っていけばよいと解釈しています。

田村委員：そうすると公表する場合には、大綱を見せてほしいと言われたら教育振興基本計画が出てくるということでしょうか。

北川部長：これが大綱です。私たちは教育振興基本計画をもって、大綱とみなしています。

田村委員：そうすると、そのことを総合教育会議要綱のどこかに文面としていれる必要があるのではないのでしょうか。

北川部長：6ページ(3)のアンダーラインにあるように、『地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を作成する必要はない。』となっているので、皆様が同意の上、内灘町が教育振興基本計画は大綱そのものであるという認識をもっていけば、特に大綱という名前のものを作らなくてもよいのではないのでしょうか。総合教育会議で了承が得られれば、内灘町は教育振興基本計画が大綱であると認識するというによいと思います。

久下教育長：議事録にそのような文言をいれることで、公に公表するということになるのではないのでしょうか。

田村委員：あえて総合教育会議要綱にうたう必要はないということですね。

久下教育長：この会議で決定したという文言があればよいと思います。

田村委員：大綱という文字をのせる必要もなければ、要綱にそのことをのせる必要もないということですね。

久下教育長：はい。我々も最初のせることを考えましたが、このままで良いという結論に達しました。

川口町長：他にご意見がなければ、内灘町教育振興基本計画をもって、内灘町教育大綱とすることで決定いたします。

3. 学校施設の整備状況

(仮) 白帆台小学校建設について (田中課長説明)

<川口町長> 冷房のことについて詳しく教えてください。

田中課長：冷房については当初設計には載せていませんが、必要に応じて後付けが可能ないようにしたいと考えています。後々取付ける場合に、無駄の無いような形をとっていきたいと思います。ただ、設計担当者に聞いているところでは、冷暖房を一緒にしたほうがかなり経費は安いとのこと。今後金額的な面でもご提示させていただき、皆さまのご意見を取り入れた内容にしていきたいと思います。

<田村委員>：7月中旬に最終決定があると聞きましたが、どういうことですか。

田中課長：基本設計の最終成果表に基づいて、実施設計に入ります。基本設計が仕上がるのが7月中旬頃という段取りで、その後細かいところの実施設計に入ることになります。

<田村委員>：この件に関して、現場の先生方の声はどのようにして反映させるのですか。

田中課長：平面図は校長研修会に提示し、ご意見を聞いています。ただ聞いただけでは分かりづらいので、校長先生とコンサルタントが別に話をする機会を設け、無理がきくものなのか賛否両論あると思うので、自由な意見を出せる場を設定したいと考えています。

久下教育長：内灘在住の校長先生に集ってもらい、意見を言ってもらおうという会を設けようということで、基本設計の段階から入ってもらっています。

田中課長：7月の初旬に予定しています。

川口町長：先生方の現場の声を重視しての設計を進めていただきたい。また、議会では、平成27年6月会議で特別委員会を立ち上げたので、互いにスピード感を持って取り組んでまいります。

4. 内灘町の不登校・いじめの現状について（P8～P9）

現状報告（岡田担当課長説明）

＜田村委員＞：大根布小学校事件（※注1）の際の学校機能のまずさ、教育委員会と学校の連携のうまくいっていない状態。また、校長先生がどう判断してよいかわからないという悩み、これ以上は自分の権限ではできないがどうしたらよいのかという切実な声を聞いています。そういった点で各学校での緊急事態においてどのようなアプローチをしていくか、危機管理チャートを統一的に設けるべきだと以前から話していますがなかなかうまくできていないと感じます。校長先生にどこまで権限を与えるか、ここから先は校長先生の判断で警察を呼ぶ、教育委員会及び教育長の判断を仰がなくても自分の判断でしたらよい、といった緊急マニュアルを徹底しないといけないと思いますが、現状ではどのように考えているのでしょうか。

岡田担当課長：校内で事態が発生した場合のフロー図は各学校でつくってあります。そこで判断が難しいと思った場合はすぐに教育委員会に連絡することになっていて、そこで重大であると判断した場合、町長を中心とした対策会議を開くことになっています。従って、学校で判断が難しくなったものはすぐに町教育委員会で吸い上げて、町全体で対応していくというシステムです。

田村委員：大根布小学校事件のときに現場にいた者としては、教育委員会が全く機能していなかったと感じました。どこで警察の介入を求めるのか、いちいち教育委員会の指示を仰いで呼ぶのか、校長の判断ですぐ呼ぶのか、そこの線引きは難しく、状況に応じて対応しなければならないと思います。そこのところを教育委員会として各学校の校長先生にどのように伝えたいのか、きちんと明示してほしいです。我々も各学校のフローチャートについて分らないです。分らない人間が対策会議にいないようにしなければいけないのではないのでしょうか。

久下教育長：警察・救急車が必要な場合は、間髪をいれずに呼ぶのは校長のリーダーシップとして当たり前ではないでしょうか。子供が危険なときに委員会に指示を仰ぐのでは校長の資質がないと思います。どんなケースであれ、校長が判断すればよいのです。それだけの権限と責任が校長にはあります。呼ぶ必要があればまず呼べと校長に伝えております。

田村委員：大根布小学校事件はその判断が難しいところでした。

岡田担当課長：小・中学校だと緊急性を有する場合は、かなり少ないですね。

久下教育長：基本的には危害が加えられそう、または暴力の恐れがあるならば呼べ

ばいい、という判断をするよう伝えます。

川口町長：学校管理の権限はすべて校長にあると聞いています。校内のことは全て校長が判断して、物事をするのが本当ではないでしょうか。全面的に校長を信頼して権限を与えるべきではないですか。

岡田担当課長：県の会議では、学校に警察を呼ぶというのは校長の名に傷がつく、学校の不名誉という認識もどこかあったが、そうではない。必要なときはもっと警察と連携を密にして迅速な対応をすべきという話が出ています。このことも校長会を通して伝えていきます。

北川委員：大根布小学校のような問題が二度と起こらないように、校長の判断が大事と確認しました。

川辺委員：教育委員として携わって時間がたっていないが、子ども達のために頑張っていきたい。

川口町長：大根布小学校事件の今現在の状況を委員の皆様へお知らせください。

北川部長：前回の教育委員会で、調停があるとお知らせしました。弁護士には当時の資料を渡し、調停に臨んでもらいました。弁護士の感触では、調停にならないのではとのことでした。町が責任を負うという事案ではないということ、調停員も感じているように見受けられたそうです。調停員が、相手方に申立ての取り下げの勧告を行っているとのことでした。次回に、調停が不成立として終了となる可能性が多分にあるのではとの感触を受けていると報告を受けています。8月10日に第3回目の調停があります。

川口町長：他にご意見ございませんか。本日の協議事項は以上でございます。今後とも皆様と情報共有を図って、スピード感を持って取り組んで参りたいと思います。

向部長：以上を持ちまして、第1回総合教育会議を終了いたします。

(注1)【大根布小学校事件】

平成23年10月、当時大根布小学校6年生児童の父親が、娘がいじめられているとあって教室に入り込み、同級生を殴打し傷害を負わせる事件が発生。父親には罰金刑が科せられた。

現在(6月25日)も慰謝料請求による調停継続中。(※)

(※)平成27年8月7日に調停申立事案は取り下げられています。